

1. Press Releases/Topics

『ぎふブランド』首都圏発信プロジェクト 商談会」を開催いたします。

当行は、地域金融機関の地方創生への関わりがますます重要となるなか、地域産業活性化の一つの手段として、岐阜県内の事業者さまと首都圏の有名バイヤー企業さまとの商談の場を提供する『ぎふブランド』首都圏発信プロジェクト 商談会」を開催いたします。

この取組みは首都圏での「ぎふブランド」の展開をはかる岐阜県から事業の委託を受け実施するものであり、県の認定商品である「飛騨・美濃すぐれもの」をはじめとした、岐阜が誇る地域産品等を、弊行が強みを持つ「逆見本市型商談会」を通じて、首都圏で事業展開を行う有名バイヤー企業に採用していただくことを目指すものです。

目次

- 1 Press Releases/Topics
- 2 公的機関情報
- 3 経営教室
- 4 産学連携情報

名称	『ぎふブランド』首都圏発信プロジェクト 商談会」 ※現在募集中の商談会については、別紙「商談会情報」をご確認ください。
内容	・バイヤー企業が募集するニーズ情報をもとにサプライヤー企業がエントリーを行う逆見本市型商談会 ・バイヤー企業が岐阜に招き、事前選考を通過したサプライヤー企業と1対1の個別商談を行うもの
募集企業	バイヤー企業さまと商談を希望する岐阜県内で事業を行う事業者さま
募集企業数	各商談会10～20社程度
参加費	無料
申込方法	ホームページ上のエントリーシート(会社案内、商品パンフレット、FCPシートを添付)に必要事項をご記入のうえ、十六銀行本支店窓口または各商工会議所、商工会にてお申込みください。
主催	岐阜県、株式会社十六銀行
後援	岐阜県商工会議所連合会、岐阜県商工会連合会
照会先	法人営業部 地域開発グループ(TEL 058-266-2523)

「じゅうろくインバウンド受入セミナー(決済編)」を開催いたします。

当行は、株式会社十六カードとの共催で、訪日外国人旅行者受入のための決済環境整備を目的とした「じゅうろくインバウンド受入セミナー(決済編)」を開催いたします。現在、海外では買い物でのキャッシュレス決済が急激に加速しており、特に中国では、「Alipay」や「WeChatpay」などの決済サービスにより、QRコードを使用した決済が一般化しています。これらの決済サービスは、事業者側にとっても比較的容易に導入することが可能です。

本セミナーでは、キャッシュレス決済推進の背景や、決済サービスについての紹介後、情報収集の場として、決済事業者によるブース出展を行います。インバウンドの波が地方にも押し寄せる中で、訪日外国人による消費を取り込めるよう、是非この機会をご活用ください。

名称	じゅうろくインバウンドセミナー(決済編)
内容	【第1部】講演 ①「訪日外国人の受入環境整備」 講師:中部運輸局 観光部 国際観光課 課長補佐 上井 久仁彦 氏 ②「キャッシュレス決済の動向について」 講師:株式会社リクルートライフスタイル ネットビジネス本部 グループマネージャー 山本 智永 氏 【第2部】決済事業者による自社サービス紹介 【第3部】決済事業者によるブース出展
日程	2018年1月22日(火) 13:00～16:30
場所	岐阜商工会議所 2階 大ホール (岐阜市神田町2丁目2番地)
対象	飲食店、宿泊施設等の観光関連事業者さま
定員	100名
参加費	無料
申込方法	当行ホームページ上の申込フォームからお申込みいただくか、または参加申込書をFAX(058-263-8150)にて十六銀行本支店窓口にてお申込みください。
照会先	法人営業部 地域開発グループ(TEL 058-266-2523)

「Mfair バンコク 2019 ものづくり商談会」を開催します。

当行は、タイ王国バンコクにおいて、当行ほか日本国内の地方銀行および地方自治体等40団体との共催で、「REED TRADEX COMPANY LIMITED」、「FACTORY NETWORK ASIA (THAILAND) CO., LTD.」主催のもと、「Mfair バンコク2019ものづくり商談会」を開催いたします。

バンコクで6回目の開催となる当商談会は、全国の各団体が相互に協力し、製造業及び製造関連企業のタイでの部品調達や販路拡大、ビジネスパートナーの発掘をサポートするため、タイ地元企業や在タイ日系企業、他の出展企業との商談の場を提供するものです。

名称	「Mfair バンコク2019ものづくり商談会」
日時	2019年6月19日(水)～21日(金)の3日間 各日10:00～18:00
場所	BITEC Hall 105(タイ王国バンコク)
対象企業	<製造業>タイでの部品調達・販路拡大を目的とする製造業企業 <ソリューション企業>製造業企業にサービス、製品を提供する非製造業企業
基本出展料	<プランA> 出展社で出展位置を選択することができます(申込順となります)。 基本出展料:120,000 THB(税別) <プランB> 出展位置は主催社側で決定させていただきます。 基本出展料:80,000 THB(税別)
出展ブース数	200ブース
来場見込	10,000名
申込期間	2018年11月21日(水)～2019年2月28日(木) ※先着順での受付。募集枠になり次第、受付を終了します。
照会先	法人営業部 海外サポート室 (TEL 058-266-2693)

当行の無料相談サービス

◆法律相談会 …開催日の2日前までに事前予約要(無料)

十六総合研究所会場 (十六ビル7階)	PLAZA JUROKU名古屋支店会場 (名古屋ビル17階)
1月8日 (火) 13:45～15:05	1月8日 (火) 13:30～15:00
1月15日 (火) 13:45～15:05	1月15日 (火) 13:30～15:00
1月22日 (火) 13:45～15:05	1月22日 (火) 13:30～15:00
1月29日 (火) 13:45～15:05	1月29日 (火) 13:30～15:00

(渡辺弁護士/お1人さま20分)

(山口弁護士/お1人さま30分)

※会場は山口敬二法律事務所(JR名古屋駅徒歩5分)に変更される場合があります。

◆税務相談会 …事前予約要(無料)

十六総合研究所会場 (十六ビル7階)	PLAZA JUROKU名古屋支店会場 (名古屋ビル17階)
1月9日 (水) 13:00～16:00	1月17日 (木) 13:00～16:00
1月24日 (木) 13:00～16:00	
PLAZA JUROKU岐阜支店会場 (岐阜スカイウイング37 東棟1階)	星が丘支店会場
1月10日 (木) 13:00～16:00	1月23日 (水) 13:00～15:30
	(全会場 小野税理士/お1人さま30分)
北長良支店会場	
1月16日 (水) 13:00～15:30	

※諸事情により、開催日・会場が変更になる場合がありますので、本サービスの利用をご検討の際は、お取引店にご相談ください。

2. 公的機関情報

▶ 「「医工連携く海外展開」セミナー」の開催

受付中!

主 催	メディカル・デバイス産業振興協議会、名古屋商工会議所
内 容	<p>2014年時点で日本の医療機器市場は約2.8兆円規模である一方で、世界の医療機器市場は40兆円であり、今後もグローバル市場は大きな伸びが予測され、政府としても健康・医療戦略において2020年までに医療機器の輸出額の倍増を目指しているところです。</p> <p>本セミナーでは、医療分野における海外市場の実情や法規制等について解説するとともに、すでに海外に進出した企業による事例紹介や、経済産業省の支援策についてご紹介いたします。</p> <p>①海外法規制の動向 講 師:株式会社ケン・ブロックコンサルティング 品質システムコンサルタント 長下 奈々 氏</p> <p>②海外進出企業による事例発表 講 師:高砂電気工業株式会社 代表取締役社長 浅井 直也 氏</p> <p>③国における医療機器開発の海外展開施策について(仮) 講 師:経済産業省 商務・サービスG ヘルスケア産業課 国際展開推進室 室長 岸本 堅太郎 氏</p>
日 時	2018年12月19日(水) 14:00～16:30
場 所	名古屋商工会議所 5階 ABC 会議室(名古屋市中区栄 2-10-19)
参加費	無料
定 員	100名
対 象	<ul style="list-style-type: none"> ・今後医療分野での完成品や部材の輸出を検討している企業 ・医療分野での輸出・海外拠点設置の経験が少なく、海外拠点の設置を念頭においている企業 ・支援機関及びコーディネーター
照会先	<p>中部経済産業局 地域経済部 次世代産業課 ヘルスケア産業室</p> <p>http://www.chubu.meti.go.jp/b23healthcare/181128/181128.html</p>

▶ 特許庁からのお知らせ

(意匠・商標の審査・審判書類がJ-PlatPatで照会可能となります)

内 容	<p>特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)の機能改善1の一つとして、意匠・商標の審査段階・審判段階の書類内容が照会可能となる予定です。今般、照会対象となる書類の時期が近づいてまいりましたのでお知らせいたします。</p> <p>当該機能改善は、利用者の利便性の更なる向上を目的としたものですが、個人情報や営業秘密等を含む書類についてもJ-PlatPat 上での照会が可能となり得ます。</p> <p>これら情報については、書類内の特定の部分に記載することにより非表示とすることができますので、書類作成に際しては、必要に応じて要領(ホームページ参照)に従いご対応ください。</p>	
紹介可能となる申請書類	種 類	願書、審判請求書、意見書、手続補正書、上申書 等
	時 期	2019年1月1日以降に特許庁で受け付けた申請書類
照会可能となる内容	<p>原則、全て表示されます。</p> <p>※例外についてはホームページをご確認ください。</p>	
照会先	<p>特許庁 総務課 情報技術統括室 特許情報企画調査班</p> <p>https://www.jpo.go.jp/torikumi/chouhoyu/chouhoyu2/tokkyo_platform_181129.html</p>	

3. 経営教室

国際税務教室

租税条約の優先適用（プリザベーション・クローズ）

国際的・二重課税の排除及び国際取引を通じた脱税や租税回避を防止する目的から、各国は二国間で租税条約を締結しています。租税条約が締結されている場合、グローバルな経済活動に対する課税の取り扱いを把握するためには、関係国の国内法のみではなく、租税条約についても確認が必要となります。すなわち、国内法に加えて租税条約の取り扱いを確認するといった、いわば複層的な検討が必要とされます。その場合、国内法の取り扱いと租税条約の取り扱いが異なるときに、どちらを優先して適用するのかといった点に困惑する事があります。

一般的には、日本国憲法 98 条 2 項の規定に基づき、条約の規定が明確性と完全性の要件を満たしている場合には、条約が国内法に優先して適用されると解されています。したがって、租税条約の規定は我が国の国内法の規定に優先して適用されることとなります。しかし、国内法の規定と条約の規定が異なる場合のすべてにおいて、条約の規定が適用されるかということ、そうではない場合が存在します。この点について、課税の根拠は課税要件法定主義の見地から国内法に基づく必要があり、租税条約の規定を根拠に課税を行うことはできないという考え方が通説とされています。したがって、たとえば国内法上は非課税とされている所得について、租税条約で課税とされている場合において、租税条約の規定を根拠として課税が行われることはありません。すなわち、租税条約は課税の根拠規範とされることはなく、あくまで課税を制限するものとして機能するといった、課税の制限規範として働くものとされます。この原則はプリザベーション・クローズ (preservation clause) とよばれています。

国内税務教室

民法改正が相続に与える影響（配偶者保護）

民法のうち相続法の分野については、40 年間にわたり実質的に大きな見直しはされてきませんでした。社会の高齢化が進展していることを受け、これに対応すべく大幅な改正が行われました。具体的には配偶者に対する生活保護の観点から、一定の条件のもと配偶者の居住の権利を保護するための方策等が盛り込まれています。

1. 配偶者短期居住権（2020 年 4 月 1 日以後の相続・遺贈に適用）

配偶者は、相続開始時に被相続人の自宅に住んでいた場合には、遺産分割が終了するまでの間（ただし最低 6 か月間は保障）等は自宅を無償で使用できる権利を取得する。

2. 配偶者居住権（2020 年 4 月 1 日以後の相続・遺贈に適用）

配偶者は、遺産分割によって他の相続人が自宅の所有者となっても、自宅について無償で使用収益することができる長期的な配偶者居住権を取得する。また、被相続人が遺贈等によって配偶者に配偶者居住権を取得させることができる。

3. 持戻し免除の意思表示の推定規定（2019 年 7 月 1 日以後の遺贈又は贈与に適用）

婚姻期間が 20 年以上である配偶者が生前贈与や遺言で譲り受けた自宅及びその敷地は、民法第 903 条第 3 項の持戻しの免除の意思表示があったものと推定して、その自宅及びその敷地を遺産分割の対象から除外する。

この他には、遺言の利用促進や、相続をめぐる紛争防止等の観点から、自筆証書遺言の方式を緩和するなどの改正項目（次回執筆予定）を盛り込んでおります。

4. 産学連携情報

今月号のテーマ

Nagoya Robot and IoT Center (なごやロボット・IoTセンター)

名古屋工業大学は、名古屋市の委託を受け、ロボット・IoT導入支援相談窓口として「Nagoya Robot and IoT Center」を平成30年3月27日に開設し、運営しています。

当センターでは、大学研究者とロボットシステムインテグレータ、ロボットメーカー、ICT関連企業等が連携し、課題解決のお手伝いをしていますので、ロボット・IoT導入やサイバーセキュリティに関連するお悩みをご相談ください。

また、あわせてロボット・IoTの導入をサポートする専門人材育成講座を開催しています。(2018年度は終了いたしました。)

<支援内容>

- 企業からのお問い合わせ、相談への対応
- ロボット、IoT等の導入事例の紹介
- 専門家の紹介
(ロボット Sler、研究者等)

※ **ロボット Sler (ロボットシステムインテグレータ)**
ロボットシステムの導入提案、設計及び構築等を行う専門のエンジニアリング企業

<受付時間>

- 8時30分～17時15分
- 土曜日、日曜日、祝休日を除く平日
(名古屋工業大学の閉庁日を除く)

<場所>

- 国立大学法人名古屋工業大学 4号館 1階

相談事例

ロボット・IoT導入等について、中小製造業だけでなく、卸売・小売業、ICT企業、サービス業、介護施設等からさまざまなご相談をいただいています。

 <p>ロボット導入 製造業 (めっき)</p>	<p>相談概要 職人の人材不足もあり、めっき工程の自動化を目指しているが、職人技を自動化するのが難しい。(どこにも相談に乗ってもらえずに困っていた。そこで、取引のある信用金庫にこちらの相談窓口を紹介された。)</p> <p>対応 ロボット導入検討の方向性と導入イメージを示し、めっきの仕事で取引のあるロボットシステムインテグレータに相談するよう助言しました。</p> <p>状況 ロボットシステムインテグレータと共に、現在ロボット導入に向けた仕様詳細の検討を進めています。</p>
 <p>IoT・ロボット導入 介護事業</p>	<p>相談概要 移乗作業に使えるロボットまたはパワーアシストスーツ、入居者の見守りに使えるIoTシステム、高齢者が楽しめるQOL(生活の質)向上グッズ等の導入・活用に向けた相談をしたい。</p> <p>対応 大学研究者を複数紹介し、導入・活用に向けた現状及び課題等を整理しました。</p> <p>状況 当初のテーマを変更し、VR技術を使って高齢者のQOLを高めることを目指し、大学と共同研究を行う方向で検討を進めています。</p>
 <p>IoT導入 サービス業</p>	<p>相談概要 焼却設備における軸受破損のトラブル回避を目的として、振動や温度等をIoTを活用して遠隔管理し、予防検知システムを導入したい。</p> <p>対応 大学研究者による視察・助言・提案を行いました。</p> <p>状況 遠隔管理・予防検知システム構築に向けた共同研究等の検討を進めています。</p>

専門人材育成講座

- **ロボットシステムインテグレータ講座**
ロボットシステム導入のメリットやリスクアセスメントを理解し、提案・設計及び構築を行う事ができる専門人材を育成します。
- **IoTシステムインテグレータ講座**
IoT技術の活用やその投資のメリットを理解し、課題解決のためのIoT導入をサポートできる専門人材を育成します。
- **サイバーセキュリティ対策人材講座**
機密情報を奪われるリスク、制御システムが攻撃されるリスク等の内容を把握し、対策を講じることができる専門人材を育成します。

お問い合わせ： Nagoya Robot and IoT Center (なごやロボット・IoTセンター)

電話番号：052-735-7547 担当：田中、伊藤

E-mail: n.r.i.center@adm.nitech.ac.jp Website: <http://nri.web.nitech.ac.jp/>

愛知県名古屋市昭和区御器所町字木市 29 番

※十六銀行の産官学連携支援サービスについてはお取引店にご相談ください。

編集・連絡先：
十六銀行 法人営業部
(058-266-2523)
愛知営業本部
(052-961-8761)

本資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。

本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。本資料は当行が信頼できると判断した各種メディア・データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。

また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることがあります。